

## 越監告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、議会事務局の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和5年2月20日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 川崎俊之

### 記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 定期監査

3 執行期間 令和5年1月25日～1月26日

4 監査の対象 令和3年4月から令和4年11月末日までの所管業務全般

5 監査の除外

議会事務局の所管業務のうち政務活動費にかかる監査について、越前市議会から選任された三田村輝士監査委員（執行期間中の監査委員）は地方自治法第199条の2の規定により除外した。

6 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規程の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等）を監査の重点項目とした。

## 7 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

## 8 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。